

医学部調査・検討プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 本県の今後の医療状況及び課題並びに医学部に関する調査・検討を行うため、庁内に「医学部調査・検討プロジェクトチーム（以下、「プロジェクトチーム」とする。）」を設置する。

(検討事項)

第2条 プロジェクトチームは、今後の医療状況等や医学部に関する調査・検討について次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 本県の今後の医療状況・課題の把握
- (2) 医学部に係る国の動向に関する調査
- (3) 医学部に係る他県調査
- (4) その他今後の医療状況や医学部に関する調査・検討に関すること

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、別表（【検討メンバー】を含む。）に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 プロジェクトチームには、リーダーを置く。
- 3 リーダーは、保健医療部副部長をもって充てる。
- 4 リーダーは、プロジェクトチームを代表し、プロジェクトチームを総括する。
- 5 リーダーは、構成員の中からあらかじめサブリーダーを指定する。
- 6 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 プロジェクトチームの会議は、リーダーが招集し、主宰する。
2 プロジェクトチームの会議は、必要に応じて、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 事務局は、保健医療政策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項はリーダーが定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年5月24日から施行する。
- 2 平成23年度に策定した医学部調査・検討プロジェクトチーム設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年1月16日から施行する。

この要綱は、平成26年10月24日から施行する。

この要綱は、平成27年1月9日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役 職	所 属	職 名
リーダー	保健医療部（保健医療政策課所管）	副部長
構 成 員	企画財政部計画調整課	課 長
構 成 員	福祉部高齢者福祉課	課 長
構 成 員	保健医療部医療整備課	課 長
構 成 員	保健医療部疾病対策課	課 長
構 成 員	病院局経営管理課	課 長
構 成 員	公立大学法人埼玉県立大学事務局	副局長

【検討メンバー】

- ・計画調整課 評価担当 主幹
- ・高齢者福祉課 総務・高齢企画担当 主幹
- ・医療整備課 医師確保対策担当 主幹
- ・疾病対策課 がん・疾病対策担当 主幹
- ・病院局経営管理課 総務・職員担当 主幹
- ・埼玉県立大学 企画担当主幹